

## 《返戻金制度に関する事項》

当社の紹介により就職した者（以下、本人とする）が入社後3ヶ月未満に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還するものとする。

- （１）入社後1ヶ月未満に雇用契約が終了した場合80%相当額
- （２）入社後1ヶ月以上2か月未満に雇用契約が終了した場合50%相当額
- （３）入社後2か月以上3ヶ月未満に雇用契約が終了した場合20%相当額

ただし、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があることとする。

株式会社ビジネスサポートヤマト

京都府京田辺市松井ヶ丘 3-24-6

有料職業紹介許可番号 26-ユ- 300182